

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 2 月 1 日まで
② 昭和 40 年 2 月 1 日から 41 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 41 年 6 月 17 日から 42 年 10 月 21 日まで

私は、結婚後に重い病気をして入退院を繰り返し、脱退手当金を受給したことになる頃は入院中であったが、父からもらった見舞金等もあり、お金の心配をした記憶は無い。また、脱退手当金制度については知っていたが、金銭的に余裕があったため請求しておらず、受給した記憶も無いので、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立期間③に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 9 か月後の昭和 44 年 7 月 25 日に支給決定されたことが確認でき、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、当該脱退手当金の支給決定日の約 1 年 7 か月前の昭和 42 年 12 月に婚姻し、改姓しているが、申立期間に係る 3 事業所の厚生年金保険被保険者原票の氏名は旧姓のままであり、変更処理がなされていないことから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、当該脱退手当金の支給決定日は、申立人が当該事業所退職の直後に加入した国民年金の被保険者期間中であり、その後の申立人の国民年金保険料については、おおむね納付されていることを踏まえると、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成12年12月から15年3月までは15万円、同年4月から17年8月までは19万円、同年9月から同年12月までは18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月21日から18年1月1日まで
申立期間に係る標準報酬月額については、私がA社から実際に受け取っていた給与額に比べ低くなっている。

このことは、私が保管している申立期間の一部の期間に当たる給料支払明細書や市民税・県民税証明書などから分かるので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が保管している平成12年分から17年分までの市民税・県民税証明書、給料支払明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、平成12年12月から15年3月までは15万円、同年4月から17年8月までは19万円、同年9月から同年12月までは18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所へ照会を行うものの、これに対する回答が得られない。しかし、前述の市民税・県民税証明書、給料支払明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期にわたり一致していないこと、及び申立人の当該期間における標準報酬月額について、定時決定、月額変更に係る延べ6回の届出が行われているところ、社会保険事務所（当時）が、いずれの届出についても誤って記録するとは考え難いことから、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額を届け出ており、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成12年1月から同年11月までの11か月間については、前述の市民税・県民税証明書、給料支払明細書等から推認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録に比べて、いずれも同額又は低額と認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成3年11月から11年12月までの98か月間について、申立人は、当該期間に係る保険料控除額を確認できる関連資料等を保管していないことなどから、記録の訂正を行うまでには至らない。

さらに、オンライン記録では、当該期間の標準報酬月額が遡及して取り消されたり、より低額な金額へと訂正された形跡などは確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 763

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、申立期間当時、収入が少なかったので、国民年金保険料を納付していなかったが、その後、私の夫の姉に、「国がしている年金だから、絶対に掛け続けたほうがいい。」と言われたこともあり、昭和 61 年か 62 年頃に、町の福祉センターで開催された出張年金相談に行き、未納となっていた分を 7 万円か 8 万円ぐらいまとめて納付したので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和 61 年か 62 年頃に納付したと述べているところ、オンライン記録により、62 年 2 月 13 日付けで申立期間に係る過年度納付書が発行された形跡が確認できるものの、申立期間に係る保険料の納付期限である 63 年 4 月までの領収済通知書の中に、申立人のものは見当たらず、その納付を確認することができない上、A 町（現在は、B 市）の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様に申立期間に係る国民年金保険料の納付記録は確認できない。

なお、申立期間の直前の昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの期間については、当初は申請免除期間となっていたことが確認できるところ、同名簿の当該期間の検認記録欄には、「H6 11/30」の記載が確認できるほか、国民年金保険料領収済報告書においても、当該期間の保険料が平成 6 年 11 月 30 日に追納されていることが確認できるが、申立期間については、免除期間ではなく未納期間であるため、申立人が当該追納を行った時点では、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 17 日から 34 年 10 月 15 日まで
私は、脱退手当金を受給したとされている時期には、実家に帰って家事手伝いをしており、脱退手当金を請求したり受給したりした記憶は無いので、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後に記載されている 50 人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 34 年 10 月 15 日の前後 2 年以内（昭和 32 年 10 月から 36 年 9 月まで）に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給権を有する女性被保険者 22 人（申立人を含む。）の脱退手当金の支給記録を調査したところ、脱退手当金の支給記録がある 15 人全員が資格喪失日から 4 か月以内に支給決定されていることが確認できることを踏まえると、申立期間に係る脱退手当金については、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 34 年 12 月 9 日に支給決定されていることが確認できるところ、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立期間に係る事業所を退職した 34 年 10 月から同制度が施行された 36 年 11 月までの間、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立

期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前にある2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立期間とこれらの被保険者期間は、それぞれ別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されていることが確認できる上、これらの被保険者期間に係る事業所は、脱退手当金の裁定庁とは別の社会保険事務所（当時）が管轄する事業所であることを踏まえると、これらの被保険者期間が未請求となっていることに不自然さはいかがえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月26日から46年5月26日まで
私は、昭和46年5月に会社を退職した際の諸手続を同社の担当者に依頼したので、自分ではよく分からないが、脱退手当金を請求したり受給したりした記憶は無いので、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和46年8月11日に支給決定されていることが確認できるところ、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱手」の印が押されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前にある2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立期間とこれらの被保険者期間は、それぞれ別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されていることが確認できる上、これらの被保険者期間に係る事業所は、脱退手当金の裁定庁とは別の社会保険事務所（当時）が管轄する事業所であることを踏まえると、これらの被保険者期間が未請求となっていることに不自然さはいかたがえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月31日から21年4月1日まで

私は、昭和18年4月から21年3月までの間、A社B支店で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、申立事業所の正社員であった私は、申立期間の途中に当たる昭和20年8月15日には会社で天皇陛下の玉音放送を聞いており、申立期間中も途切れることなく働いていたことは間違いない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店は昭和39年4月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、その事務を引き継いでいるC社では、申立事業所における申立人の退職に関する資料の中に、辞令事項の内容は不鮮明としながらも、申立人の申立事業所に係る資格喪失日と一致する「20.3.31」との日付けがあるため、申立事業所では当時、この日付けを資格喪失日として届け出た旨回答している。

また、申立人が同じ部署で申立期間当時一緒に働いていたとした元上司、及び一緒に勤務していたとして氏名を挙げた元同僚には、オンライン記録により、それぞれ昭和19年10月1日から20年3月30日までの期間、19年6月1日から20年3月31日までの期間、申立事業所における加入記録が確認できるのみであり、これらの資格喪失日は、申立人のものとほぼ一致しているとともに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に掲載されている申立期間当時の元同僚のうち、連絡の取れた二人から聴取したものの、申立人の氏名を覚えていないとするなど、申立てに関する供述等を得られない。

さらに、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の加入記録が、オ

ンライン記録のとおり、昭和19年10月1日から20年3月31日までの間確認できるのみであり、申立期間中、申立人の氏名（通称名を含む。）は無い上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳でも、申立人の資格喪失日がオンライン記録のとおりとなっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年頃から 30 年頃までの期間の一部

私は、時期ははっきりしないものの、昭和 12 年頃に勤務していたことのある A 社 B 支店に復職した上で、申立期間中、当該事業所で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私が申立事業所の正社員として働いていたことは間違いないので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録等では、申立ての A 社 B 支店という名称の厚生年金保険の適用事業所が確認できない。

また、申立ての事業所の名称に類似し、かつ、その所在地もほぼ同じである C 社 D 事業所 (昭和 39 年 4 月 1 日に、E 社へ名称変更) という適用事業所が確認できるところ、現存している当該事業所では、申立期間を全て含むこととなる戦前から調査日現在までの直轄社員 (正社員) に係る名簿を保管しているものの、申立人が当該名簿により当該事業所の正社員として在籍していた記録は確認できない旨回答している。

さらに、申立人が唯一氏名を挙げた申立事業所の元同僚は、E 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間の一部と重なる昭和 25 年 11 月 1 日から 55 年 11 月 1 日までの間に被保険者資格記録が確認できるものの、この元同僚は、「私は、申立人が E 社に勤務していたことは知らない。」と供述している。

加えて、前述の被保険者名簿では、申立期間中、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 23 日から 56 年 9 月 1 日まで
私は申立期間中、A社で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は申立期間中、申立事業所の正社員として働いていたことは間違いないので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた元同僚等の供述から、期間の特定はできないものの、申立人がA社で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立事業所は昭和 57 年 4 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、元事業主は既に死亡している上、当該事業所の元役員であった元事業主の妻も、当時の関係資料を保管していないと供述していることなどから、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

また、雇用保険の記録では、申立期間に係る記録は見当たらない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間中及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

なお、申立人が申立期間の前に被保険者資格記録のあった事業所に係る健康保険厚生年金保被保険者原票には、申立期間の直前の昭和 54 年 4 月 14 日から 55 年 9 月 30 日までの間、社会保険事務所（当時）が、被保険者が病気やけがのために働くことができないとき、被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた、健康保険の傷病手当金を支給している旨記録されている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。